

特定生産緑地(大和市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地解除面積	備考
19	大和市下鶴間字甲一号地内	約 2,690 m ²	
48	大和市下鶴間字甲四号地内	約 1,100 m ²	
59	大和市下鶴間字乙三号地内	約 870 m ²	
99	大和市下鶴間字乙四号地内	約 920 m ²	
157	大和市深見字坊ノ窪地内	約 2,980 m ²	
233	大和市上和田字宮久保地内	約 1,160 m ²	
253	大和市渋谷七丁目地内	約 730 m ²	

「区域は解除図表示のとおり」

合計 約 10,450 m²